

「(案)東浦町いじめ防止基本方針」意見募集結果について

NO.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
1	第3 関係者の責務について 【→基本方針の第3 1 いじめの未然防止】	1 いじめの未然防止について、私は、いじめ防止は人権教育と捉えていることから、児童生徒の自主的な活動やその活動支援の内容を具体的に明示する考えは。	具体的に明示することで、その活動のみに限定してしまう恐れがあることから、基本方針については、具体的な活動を明示することは考えておりません。
2	学校以外での対応について 【→基本方針の第3 2 いじめの早期発見】	学校以外の相談窓口を設置し、児童生徒全員及びその保護者に(仮称)教育相談カードを配付するなどという手法を盛り込む考えは。	学校以外においては、現在、学校教育課にこどもと親の相談窓口があります。また、児童生徒全員へ相談カードを配付し懇談会等でチラシも配付しております。基本方針の中では、具体的な手法を盛り込むことは考えておりません。
3	第4 東浦町としての取組について 【→基本方針の第4 1 東浦町いじめ問題対策連絡協議会】	1 東浦町いじめ問題対策連絡協議会について、構成員に、第三者性の高い外部者である医療関係者(精神科医等)、福祉関係者を含める考えは。なお、考えているならば明記すべきである。	東浦町いじめ問題対策連絡協議会については、いじめの実態把握とその分析等、主に情報交換を行う予定です。福祉関係者としては児童相談所を予定しています。しかし、医療関係者(精神科医)を含めることは考えておりません。
4	第4 東浦町としての取組 1・2について 【→基本方針の第4 1 東浦町いじめ問題対策連絡協議会、2 教育委員会の附属機関の設置】	東浦町いじめ問題対策連絡協議会・東浦町いじめ問題対策委員会とも、「教育委員会」が設置するとされていますが、「いじめ防止対策推進法」第14条においては教育委員会ではなく「地方公共団体」が、これらの組織をおくことができるとされています。この件についての見解を伺います。(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二条 が関係しているのでしょうか。)	東浦町いじめ問題対策連絡協議会については、いじめの実態把握とその分析等、主に情報交換を行う予定です。そのため、教育委員会が設置し、いじめ未然防止、早期発見につながるよう、必要な措置を講じていくことを考えております。
5	(案)中、第4の1、「東浦町いじめ問題対策連絡協議会」について 【→基本方針の第4 1 東浦町いじめ問題対策連絡協議会、2 教育委員会の附属機関の設置】	(1) 「・・・対策連絡協議会」の開催頻度はどう考えているか。 (2) 同会の招集は教育長となるか。	(1) 開催頻度については、年1回～2回程度を考えております。 (2) 招集は教育長(事務局 学校教育課)が行います。
6	第4 東浦町としての取組 4について 【→基本方針の第4 4 教職員の資質の向上】	「教職員の研修の充実を図る」とありますが、「いじめ防止対策推進法」第18条2項においては「研修の実施や資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない」とあります。この部分は法にならったほうがよいと考えますが、見解を伺います。	基本方針の中では、上位法令にあるため、再度表記する必要はないと考えております。
7	第4 東浦町としての取組について 【→基本方針の第4 7 広報・啓発活動】	7 広報・啓発活動について、具体的な手法が明記されていない。学校内部、外部が協力し、取り組むべきことから、ホームページ、ポスター、チラシ、その他独自の運動など、具体的に記載することが望ましいと考える。	町が行う広報・啓発活動において、ホームページ、チラシの配付等は考えております。しかしながら、基本方針の中では、具体的な手法を明示していくことは考えておりません。

NO.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
8	<p>「(案)東浦町いじめ防止基本方針」4ページ7.広報・啓発活動で町は、「いじめをしない、させない、見逃さない〜いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う」とあります。一方「第5.学校としての取組」では、「学校いじめ防止基本方針」を学校HP等で、家庭・地域へ知らせる。</p> <p>同じ「いじめ防止基本方針」で東浦町と学校で、広報・啓発活動のあり方に違うニュアンスを感じています。「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ等で、家庭・地域へ知らせる。</p> <p>とありますが、学校HP等で知らせるについては、学校設置者は東浦町ですから、学校HPに違和感を感じます。</p> <p>【→基本方針の第4 7.広報・啓発活動】</p>	<p>東浦町における「広報・啓発活動」は、学校設置者である東浦町は小・中学校10校あります。「学校HPで知らせる」とすれば、その内容を確認するには、10校のHPをクリック検索する必要があります。これではインターネット機器所有者に限定されます。「学校HP等」の「等」の意味を質問します。むしろ、「学校HP・Reiki-Bas」でも検索出来るようにする事、及び「図書館等」で見れるようにするを意見とします。</p> <p>次に「広報・啓発活動を行う」とありますが、具体性に欠けると認識します。広報に関しては年に1回は、現状分析の実態調査を、次のステージへ繋ぐ意味から公表を意見とします。10校の公表を考慮すると、この役割は学校だけでなく、町がふさわしいと感じます。公表項目の内容に対しては、個人情報への配慮もありません。</p> <p>今回の「(案)東浦町いじめ防止基本方針」では、広報での公表に対する考え方は示されていないと認識します。「広報・啓発活動を行う」に対する具体性のある項目の方針を意見とします。</p>	<p>学校いじめ防止基本方針は各学校で作成するため、内容も各学校で異なります。「学校HP等」の「等」については、教室及び学校図書館での閲覧を考えております。インターネット機器所有者以外でも閲覧が可能であるよう、中央図書館での閲覧ができるようにしていきますが、Reiki-Basでの検索については、考えておりません。</p> <p>いじめ問題については、内容がデリケートであるため、現状分析や実態調査等の公表をしていく考えはありません。いじめに対する相談窓口や電話対応などを広報・啓発していきます。また、具体的に明示することで、その活動のみに限定してしまう恐れがあることから、基本方針については、具体的な手法を明記していくことは、考えておりません。</p>
9	<p>町「(案)東浦町いじめ防止基本方針」と学校「いじめ防止基本方針」の関係のあり方に疑問を感じています。「努力義務」の東浦町における「(案)東浦町いじめ防止基本方針」は「パブリックコメントに付された段階です。その後どのような手続きをへて(案)から「基本方針」となるのか不明です。義務化された「学校」では「学校HP」で公表されています。学校設置団体東浦町の「(案)東浦町いじめ防止基本方針」の手続きが進行中のなかで公表することに、町の基本方針に対する学校の対応に疑問を感じています。</p> <p>「いじめ防止対策推進法」は平成25年に成立しています。東浦町の対応に遅れを感じています。</p> <p>【→基本方針の第4 7.広報・啓発活動】</p>	<p>今回の学校「いじめ防止基本方針」を見させていただきました。その中で感じるのは「統一性のなさ」の違和感です。「いじめ防止基本方針」による「いじめ防止」の方向には、共感する一人として、東浦町と学校のタイアップによる役割分担を期待します。特に、学校設置者としての「広報・啓発活動を行う」は、具体性に乏しいと感じます。学校「いじめ防止基本方針」を学校HPでみました。「統一性のなさ」もありましたが、資料1「年間計画」で学期別に「いじめ不登校対策委員会の取組」2は「いじめチェックシート(22項目)・いじめ撲滅に向けて(21項目)がありました。この内容と学期ごとに実施される「いじめアンケート結果」の現状分析の公表に、学校設置者としての「広報・啓発活動を行う」に活かされるのか、そのためにはアンケート調査項目も、町として設置する「東浦町いじめ問題対策連絡協議会」の役割「いじめの実態調査とその分析」に期待します。</p>	<p>パブリック・コメント後、意見等の集約をし、それに対する町の考え方を取りまとめ、教育委員会にて報告します。その後、結果の公表をします。また、基本方針に基づいた附属機関の条例制定を考えておりますので、議会にて報告した後、基本方針となる予定です。</p> <p>学校の基本方針については、各学校で作成しているため、内容も各学校で異なります。現場である学校においては、いじめ問題への体制づくりが急務であったことに合わせて、法律で義務化されたため、早急に作成することとなりました。</p> <p>町の基本方針の中では、広報・啓発活動について、具体的な手法を明記していくことは、考えておりません。</p> <p>いじめアンケート結果の公表は考えておりませんが、基本方針の中にあります東浦町いじめ問題対策連絡協議会において、実態把握及び分析する中で取り組んでいきたいと考えております。</p>
10	<p>基本方針第5 学校としての取組について</p> <p>【→基本方針の第5 学校としての取組】</p>	<p>いじめは担任だけで対応するものではなく、学校全体及び学校以外の専門家を活用して対応すべきである。しかし、各学校に現在設置しているいじめ防止対策のための委員会の構成員は、校長、教頭、学年主任などで構成されている。</p> <p>基本方針第5 学校としての取組に「関係機関等と緊密な連携を図り」とあるが、学校で設置している委員会の構成員に、学校以外の委員、学校医等、具体的に明記すべきと考える。</p>	<p>今回の東浦町いじめ防止基本方針の内容であり、学校で設置しているいじめ防止基本方針のパブリック・コメントではありません。</p>
11	<p>条例化について</p> <p>【→基本方針の第6 重大事態への対処】</p>	<p>今回は基本方針であるが、より実効性をもつ「条例」化の考えはあるか。</p>	<p>基本方針内にあります、教育委員会の附属機関及び町長の附属機関について実効性をもたせるために、東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定を考えております。</p>
12	<p>評価制度について</p> <p>【その他】</p>	<p>町によるいじめ防止対策に対する学校評価制度を盛り込む考えは。</p>	<p>町によるいじめ防止対策と学校評価制度とは、別のものであるため、盛り込むことは考えておりません。</p>

NO.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
13	効果の検証について  【その他】	定期的（例 3年毎）に、効果を検証し、基本方針を見直す必要があれば変更すべきと考えることから、見直しに関する規定（検証する機関、構成員、結果公表など）を設ける必要があると考える。	この基本方針については、町の方向性及び学校だけでは解決しきれなかったものに対する対応等を示しています。必要に応じ見直しをしていきますが、効果の検証については考えておりません。
14	検証・見直しについて  【その他】	すでに各校で作成済みのいじめ防止基本方針には、取り組みに対する検証・見直しの項があり、実効性を高めるためにサイクルを回すと明記されている。町の基本方針についての検証・見直しについては、明記しないという判断か。	学校のいじめ防止基本方針については、現場に応じた早急な対応が必要であるため、常に見直しができることとしています。町の基本方針については、常に見直すことは想定していないため、明記はしていません。
15	「いじめ防止対策推進法」第6条(地方公共団体)では「地方公共団体は、基本理念にのっとりいじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあります。 東浦町では、10校の小・中学校があります。地方公共団体に対して「施策を策定し」と「実施する責務を有する」に対しては「強制力」を感じます。一方、※国及び学校は「義務」、地方公共団体は策定の「努力義務」とあります。なぜ学校が「義務」で地方公共団体が「努力義務」なのか「努力義務」には「強制力なし」が、私の理解です。その意味から、地方公共団体に「義務」がないのであれば、「施策を策定」しない地方公共団体のケースもありが質問します。  【その他】	「努力義務」に対して東浦町は、「(案)東浦町いじめ防止基本方針」を策定するわけですから、学校の設置者である東浦町には、学校以上の役割と責務があると思います。意味から、学校の設置者と学校の対応にも違和感を感じました。 学校10校HPでは、既に「いじめ防止基本方針」が公表されています。 手続きの順番として「東浦町いじめ防止基本方針」の決定後その内容を加味して「学校いじめ防止基本方針」と認識しました。そういう意味から、今回の「学校いじめ防止基本方針」には、町の基本方針は反映されてないと認識します。更に「いじめ防止対策推進法」は、平成25年ですから取組の遅さも気になっていません。	学校はいじめ防止基本方針の作成が義務となっています。町では、基本方針の作成は、努力義務となっていますが、いじめの防止については、町としても児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、推進していく必要があると考えるため、策定していくこととしました。基本方針を策定していない市町もありますが、国の方から策定していくよう指導がされております。 学校いじめ防止基本方針は、常に見直しをはかっていますので、今後、東浦町いじめ防止基本方針が反映されていくと考えます。取組時期については、町としての取組にあります東浦町いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会及び町長の附属機関の設置について、構成員等の調整に時間が必要であったためと考えております。